

補助対象とする地域内フィーダー系統の要件

主な要件

- ・「補助対象地域間バス系統のフィーダー」または「交通不便地域の移動を確保するフィーダー」
： 補助対象地域間バス系統を補完するものであること、または、過疎地域など交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・幹線アクセス性 : 補助対象地域間幹線バス路線等へのアクセス機能を有するものであること
- ・サービス充実性 : 新たに運行、または、公的支援を受けるものであること
- ・公共性 : 公的な支援がなければ確保維持が困難なものであること
- ・地域の合意 : 地域の協議会による議論を経た計画に基づき実施されるものであること
- ・効率的・効果的なサービスの確保 : 品質・価格・企画等を踏まえて運送事業者が選定されること

具体的な要件

1. 以下の(1)、(2)のいずれかの要件を満たす系統であること
 - (1) 補助対象地域間バス系統のフィーダー系統(注1)であること。(専ら政令市、中核市及び特別区が運行の支援を行うものは除く。)
 - (2) 交通不便地域における地域間交通ネットワーク(注2)のフィーダー系統であること。(または であること。)
過疎地域等()における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。
過疎地域等: 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村、奄美群島振興特別開発特別措置法に基づく奄美群島、小笠原振興開発特別措置法に基づく小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法に基づく沖縄
半径1km以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落及び市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること
 - (注1)フィーダー系統とは、バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続(注3)する系統をいう。
 - (注2)地域間交通ネットワークとは、地域間バス路線、鉄道、航路及び航空路をいう。
 - (注3)接続とは、バス停留所相互又はバス停留所と鉄道駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。
2. 平成23年4月1日以降に新規に実証運行若しくは本格運行を開始する系統、または新規に地方公共団体が支援を開始する系統であること。
 3. 経常赤字が見込まれること(ただし、既存系統であって、過去2か年度連続して経常黒字となった運行系統は除く。)
 4. 生活交通ネットワーク計画に確保又は維持が必要な運行系統として記載されていること。
 5. 運行内容について、効率的・効果的運行のための「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」なども踏まえ、地域における既存の交通ネットワーク及び生活交通ネットワーク計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られていること。
 6. 生活交通ネットワーク計画の策定にあたっては、住民や利用者の意見を反映させる観点から、住民や利用者の代表を協議会の構成員に加える、アンケートやヒアリングを実施する、公聴会やパブリックコメントを実施する等のいずれかの手順を経ること。
 7. 生活交通ネットワーク計画に記載されている運送予定者が企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により内定されており、その選定結果に基づき国庫補助要望額が算定されていること。

補助対象とする地域内フィーダー系統の要件

市町村ごとの国庫補助額

各補助対象市町村毎の国庫補助金の交付額は、各補助対象市町村の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費合計額の1/2と、各補助対象市町村毎に算定される国庫補助上限想定額の、いずれか少ない方の額以内の額とする。

補助対象経費

市町村の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費は、実績値や標準値等を用いて事前にされる経常費用の見込額と経常支出の見込額との差(ただし、補助対象経常費用の20分の9を限度とする。)に相当する額とする。

ただし、計画内容に記載されたサービスが提供されなかった場合及び天変地異、燃料価格の暴騰等運送者の責によらない事象により事前に算定される収支差と実績の収支差に大幅な乖離が生じた場合には、合理性が認められる範囲内で補正を行うものとする。

市町村ごとの上限想定額

補助対象市町村毎の国庫補助上限想定額は、補助対象市町村ごとの基礎定額(A)と、補助対象市町村の算定対象区域の人口を基準として算定される額(B)の合計額とする。

算定対象区域:

- ・補助対象地域間バス系統沿線地域に該当する市町村並びに奄美、小笠原及び沖縄振興法により指定される市町村については、非人口集中地区(非DID地区)
- ・交通不便地域(奄美、小笠原、沖縄振興法等により指定される地域を除く。)をその区域に含む市町村については、それぞれの根拠法等に基づき指定等が行われている区域
- ・上記の複数の区分に該当する市町村については、最も広い区域。

補助対象市町村毎の基礎定額(A): 一市町村当たり100万円/12ヶ月

補助対象市町村の算定対象区域の人口を基準として算定される額(B): 配算単価(C) × 補助対象市町村の算定対象区域の人口

* 人口1人当たりの配算単価(C): 地域内フィーダー系統に対する国庫補助可能上限額から(A)の総額(100万円 × 積算補助対象市町村(補助対象地域間バス系統沿線地域に該当する市町村及び過疎地域等をその区域に含む市町村。))の数を減じ、その

残余の額を直近の国勢調査における積算補助対象市町村の算定対象地域の人口で除した額。

(ただし、補助対象市町村からの申請額の総額が地域内フィーダー系統の補助総額の達しないことが明らかな場合には、必要に